

判決年月日	平成 2 7 年 9 月 1 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成27年（行ケ）10085号		
○「雪中熟成」の文字からなる本願商標は、加工水産物等の本件指定商品に使用されたときは、「雪の中で熟成された商品」といった商品の品質又は生産の方法を表示するものとして、取引者、需要者によって一般に認識されるものであり、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないと判断されるものであり、自他商品の識別力を欠く。			

(関連条文) 商標法 3 条 1 項 3 号

(関連する権利番号等) 不服 2 0 1 4 - 2 2 2 6 号事件 (本件審判), 商願 2 0 1 3 - 0 3 0 7 0 8 号 (本願)

原告は、「雪中熟成」の文字を標準文字で表してなる商標 (本願商標) について、指定商品を第 2 9 類「加工水産物、食用魚介類 (生きているものを除く。)」 (本件指定商品) として、商標登録出願をしたが、拒絶査定を受けたため、不服審判を請求したところ、特許庁は、本願商標を本件指定商品に使用するときは、これに接する取引者、需要者は、全体として「雪の中で熟成された商品」であることを容易に想起、認識するというのが相当であって、本願商標は、本件指定商品との関係において、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるから、商標法 3 条 1 項 3 号に該当し、登録することができないとして、不成立審決をした。本件は、原告がこれを不服として審決の取消しを求めた事案である。

争点は、本願商標の商標法 3 条 1 項 3 号該当性である。

本判決は、概要、以下のとおり判示して、審決を維持した。

(1) 広辞苑又は大辞泉には、本願商標を構成する「雪中」の語義について、「雪が降る中。雪の積もった中」と、本願商標を構成する「熟成」の語義については、「蛋白質・脂肪・炭水化物などが、酵素や微生物の作用により、腐敗することなく適度に分解され、特殊な香味を発すること。なれ。」、「魚肉・獣肉などが酵素の作用により分解され、特殊な風味・うま味が出ること。発酵を終えたあとそのままにし、さらに味をならすこともある。なれ。」と、それぞれ記載されていることが認められる。

(2) 本件指定商品の業界分野においては、本件審決時 (平成 2 7 年 3 月 2 4 日) までに、魚肉を熟成することが一般に行われ、殊にその熟成が、低温下、氷の蔵、寒風又は雪室で行われており、「低温熟成」の語が低温で熟成することの、「雪室熟成」の語が雪室で熟成することの、各意味合いで用いられていることが認められる。このように「低温熟成」や「雪室熟成」の語が、その製造・販売に係る商品の品質又は生産の方法を示すものとして、低温や雪室で熟成させた商品との前記意味合いを有するものとして用いられている。

(3) 果物、野菜、食肉、味噌、アルコール飲料等の飲食料品関連の業界分野においては、本件審決時までに、新聞やインターネットのウェブサイトにおいて、本願商標と同じ「雪中熟成」の語や、本願商標を構成する文字のうち「雪中」又は「熟成」や、これと同義の「雪の中」又は「雪の中で熟成」等の語について、その製造・販売に係る商品の品質又は生産の方法を示すものとして、雪の中又は雪氷室ないし雪室で熟成させた商品との意味合いで用いられていることが認められる。

そして、果物、野菜、食肉、味噌、アルコール飲料等の飲食料品関連の業界分野と、本件指定商品である「加工水産物、食用魚介類（生きているものを除く。）」を取り扱う業界分野とは、いずれも飲食料品ないし生鮮食料品を取り扱う業界分野であることから、その取引者、需要者を共通にする場合も多いことが推認できる。

(4) 前記(1)ないし(3)認定の事実によれば、本願商標を構成する「雪中熟成」の語は、本件審決当時、「雪の中で熟成すること」等の意味合いを有する語として、本件指定商品の取引者、需要者によって一般に認識されるものであったことが認められる。したがって、本件審決当時、本願商標は、本件指定商品に使用されたときは、「雪の中で熟成された商品」といった商品の品質又は生産の方法を表示するものとして、取引者、需要者によって一般に認識されるものであり、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないと判断されるものであり、自他商品の識別力を欠くものというべきである。

そして、本願商標は、「雪中熟成」の文字を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであるといえることができる。

以上によれば、本願商標は、商標法3条1項3号に該当するものと認められる。